

議案第79号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する

。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

宇治市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うものがあります。